

葛城市耐震改修促進計画

概 要 版

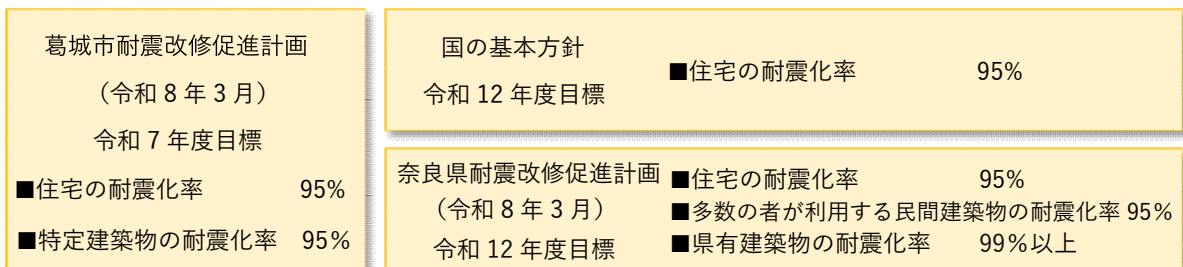
令和 8 年 3 月改定



葛 城 市

1. 基本方針

大地震により想定される被害のさらなる軽減を目指し、市民の生命・身体と財産を保護するため、本市の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための方策及び基本的な枠組みを定めることを目的とします。



見直し

葛城市耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月）

実施期間 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

対象区域 葛城市全域とします。

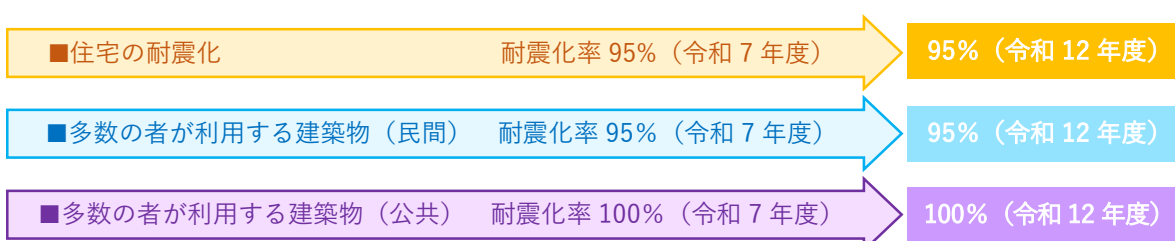
対象建築物等

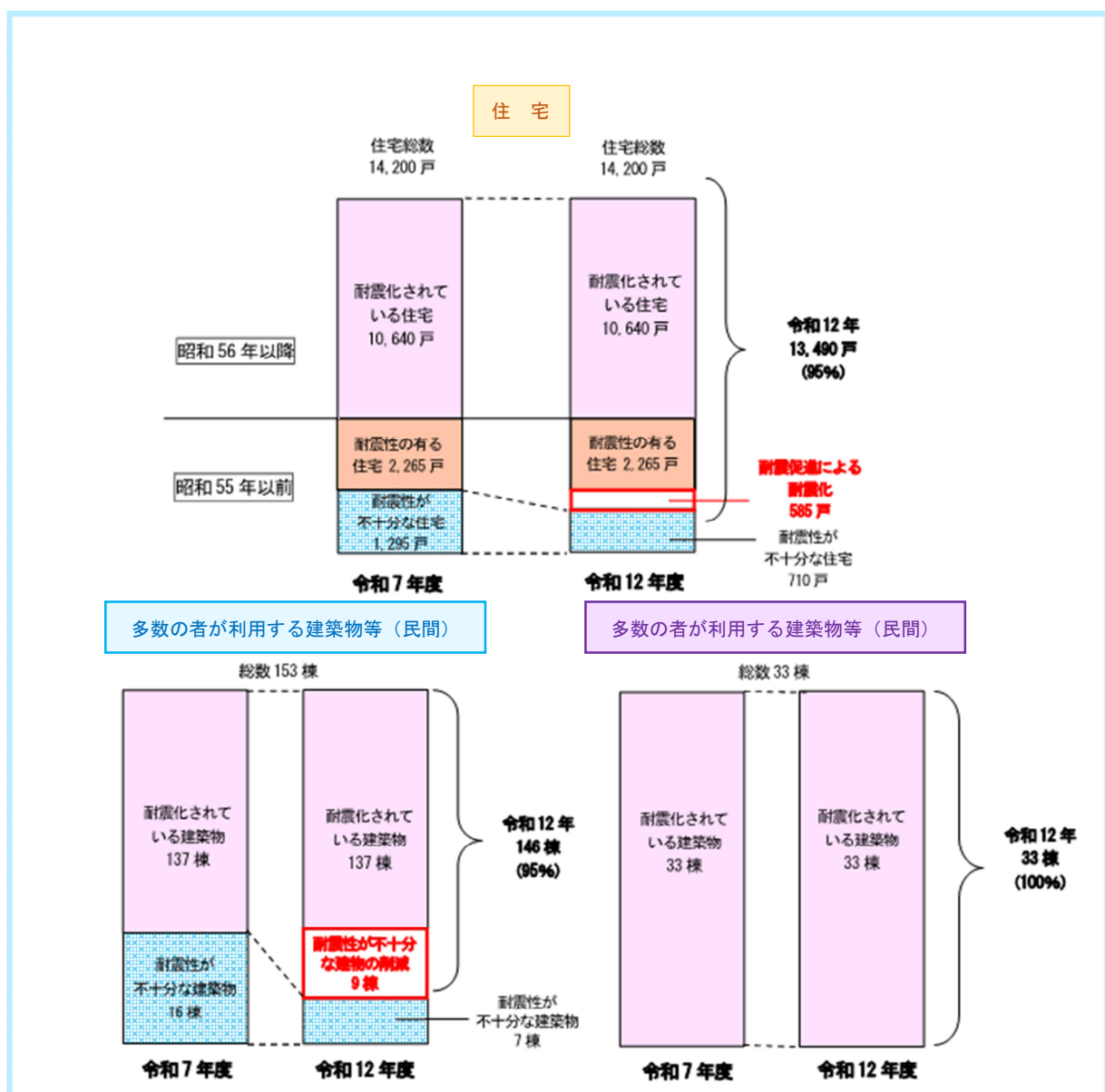
昭和 56 年 6 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で「住宅」「多数の者が利用する建築物等」及び「公共建築物」を重点対象建築物として耐震化を図って行きます。また、平成 31 年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」が施行され通行障害となる建築物として、一定の長さ及び高さを超える組積造の塀に係る事項が追加されました。

表－対象建築物等

住 宅	戸建て住宅、共同住宅等
多数の者が利用 する建築物等	多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条 1 号に該当するもの）
	危険物の貯蔵場又は処理場（耐震改修促進法第 14 条 2 号に該当するもの）
	緊急避難路沿道建築物（耐震改修促進法第 14 条 3 号に該当するもの）
公 共 建 築 物	庁舎、文化会館、図書館、学校、公営住宅など

2. 建築物の耐震改修の実施に関する目標





3. 建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための施策

県、大字、建築関係団体と連携しながら、啓発や普及活動、耐震診断や耐震改修の支援、安全対策に関する事業の支援、多数の者が利用する建築物の耐震性の向上、優遇措置等に取り組むことで耐震化を促進します。

葛城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに沿って住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助する事業を継続的に実施します。また、安全なまちづくりを推進するための支援策を実施します。

住宅の耐震化に係る支援策	・既存木造住宅耐震診断事業 ・既存木造住宅耐震改修工事補助事業
安全なまちづくりを推進する支援策	・ブロック塀等撤去改修補助金 ・感震ブレーカー等設置事業補助金

本市においては耐震改修の必要な所有者に対し、耐震診断・耐震改修工事補助事業を安心して相談できるよう充実を図ります。また、奈良県や関係団体において実施されているローンの助成制度等の情報や相談窓口について紹介していきます。

家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等の総合的な安全対策については、本市のホームページ、広報誌、パンフレット、ダイレクトメール等による啓発活動を行います。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び普及に関する取り組み

- ・本市のホームページ等、多様なメディアを活用した情報提供
- ・市内の耐震相談窓口、建築関係団体等による耐震相談活動等を通じた情報提供

- ・パンフレットの作成・配布、セミナー、講習会の開催による広報活動
- ・リフォームに併せた耐震改修の誘導・建築物の建替えの促進
- ・大字等との連携や取り組みの支援
- ・各種関係団体との連携
- ・戸別訪問やダイレクトメールの実施



一般財団法人日本建築防災協会のホームページの耐震パンフレット（ダウンロードは下記のからできます。）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/muryopanfu/>

5. 所管行政庁との連携

本市の建築物の耐震化を図るためには、所管行政庁が果たす役割は非常に大きい。ため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携・協力体制を築きながら指導等を進め、建築物の耐震化が円滑に進むように努めます。

6. アクションプログラムの策定

目標の達成に向け、葛城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化にかかる取り組みを位置づけ、計画の進捗状況を評価します。評価の結果を踏まえ、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を進めます。



葛城市 総務部 生活安全課

TEL 0745-44-5011

FAX 0745-69-6456